

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その日を當日とする)

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年二月九日

鳥取県知事 石破二朗

目次

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則

国民健康保険法第三十七條第五項の規定による
その他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険法第三十九條第一項に規定する登録があ
つたものとみなされるもの

第二十三期鳥取県地方労働委員会 労働者使用者委員候補者推薦

土地改良事業計画の適否の決定

ノ

土地の用途廃止

道路の位置の指定

◇地労委告示
鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任

鳥取県規則第八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第六十号）中別表の第一種県営住宅の表の福守第一一団地に関する部分及び第二種県営住宅の表の福守第二団地に関する部分の施行期日は、昭和四十六年二月十日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年二月九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則（昭和三十七年十二

月鳥取県規則第七十号の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

浜坂第十一 六、〇七〇円

を

浜坂第十一 六、〇七〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

福守第一 五、六九〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

寿 四、七五〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

福守第二 四、二三〇円

に改め

寿 四、七五〇円

に改め

この規則は、昭和四十六年二月十日から施行する。

附 則

る。

告 示

鳥取県告示第百十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三の一六八番地	全国	昭和四十五年八月一日
荻原"	" 弥生町二二三	"	"
岸"	" 末広温泉町六三	"	"
谷口"	" 立川町五丁目一四一の二	"	"
西尾"	" 瓦町六〇七	"	"
清水"	" 賀露町五区一五〇八の三	"	"
高野"	米子市東福原三七三		
平田"	" 錦町二一一六七	"	"
古賀"	" 天神町二丁目五〇	"	"
御船"	" 荒神上五七〇	"	"
江原"	氣高郡青谷町青谷三七六六の一		
船木"	" 名和町御来屋		
船木歯科出張所	" 淀江町淀江六九二		
田中歯科医院	鳥取市吉方温泉二丁目六四一一番地		
箕 "	吉方町二丁目五一		

足立"	境港市相生町一〇三	"	"
田中歯科診療所	日の出町二〇	"	"
谷口歯科医院	東伯郡羽合町久留八一	"	"

木村"	日野郡日南町下阿尾縁九一〇	"	"
		"	"

鳥取県告示第百十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国業第二五二号	佐々木 三枝	昭和四十五年十一月三十日

り推薦を求める。

昭和四十六年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二十三期鳥取県地方労働委員会労働者使用者委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 労働組合又は使用者団体は、推薦書（様式①）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

(二) 労働組合は、労働組合資格審査申請書（様式②）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十六年二月九日から昭和四十六年三月十日まで

鳥取県地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十三期鳥取県地方労働委員会労働者使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定によ

様式(1)

推 薦 書

年 月 日

鳥取県知事

殿

所 在 地

労働組合又は使
用者団体の名稱

代 表 者 名

㊞

報 公 鮎 鮎

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	労働者の所属組合の名称及びその地位(使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位)	労働者の所属職場の名称及びその地位	経歴	備考

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参与したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくださるよう下記の書類を添えて申請します。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

年 月 日

鳥取県地方労働委員会
会長

所 在 地

労働組合名

代 表 者 名

㊞

記

- 1 労働組合の規約
2 労働協約

3 その他資格の立証に必要な資料

- (1) 役員名簿
(2) 経理状況
(3) 従業員数及び組合員数(男女別)
(4) 組合事務所の借上状況
(5) 福利厚生の援助を受けている状況

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等ができるだけ詳細に記入すること。

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示第百十九号

昭和四十五年十二月十二日付で淀江町長から申請のあつた土地改良（井崎地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年二月二日から用途廃止した。

昭和四十六年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗
三 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月十日から二十日間

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十号

昭和四十六年一月四日付で用瀬町長から申請のあつた土地改良（一ノ谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十六年二月二日道路の位置を指定し

場所	(面積)	用途
鳥取市里仁字井手ノ内一二二ノ五番地先まで	七八・五三	水路敷
字法谷口一四八番地先	六・三〇	"

たので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の幅員及び延長

申 所及 び 請 人 の 住 所 及 び 氏 名 氏 名	鳥 取 市 片 原 一 丁 目 一〇七	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所 鳥 取 市 布 勢 字 河 徳 三 二 一 ノ 三	幅 員 四 、 二 五 メ ー トル
有限会社湖南開発	三 三 三 二 ノ 二	三 三 四 ノ 三	五 ・ 〇 〇 メ ー トル
代表取締役	五 五 一 ノ 九 一 部	五 五 一 ノ 九 地 先 農 道	延 長 六 七 ・ 二 〇 メ ー トル
森岡 吉野	五 五 一 ノ 一 二 二		
	字大段五五七ノ四の一部		
	五六〇ノ一		

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閱 歴
原田芳秋	大 三 、 九 三 二	鳥 取 市 掛 出 町 五 ノ 三	鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 調 整 課 長	(鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 調 整 課 長)	
横山秀晴	二 解任	二 解任	二 解任	二 解任	

鳥取県地方労働委員会事務局
調査課長
(鳥取県地方労働委員会事務局
調査課長)

鳥取県地方労働委員会事務局
補佐
(鳥取県地方労働委員会事務局
補佐)

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十六年一月二十八日委嘱し、及び解任したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月九日

鳥取県地方労働委員会会長 下田三子夫